

周南市市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変更後						変更前					
1.～6. 略						1.～6. 略					
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項						7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項					
[1] 略						[1] 略					
[2] 具体的事業の内容						[2] 具体的事業の内容					
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業						(1) 法に定める特別の措置に関連する事業					
番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
34	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 令和2年度～令和5年度 【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 <u>中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</u>	34	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和4年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 令和2年度～令和4年度 【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例 【実施時期】 令和2年度～令和4年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業						(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					
番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
35	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和2年度～令和5年度 <u>【支援措置】 中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) 【実施時期】 令和4年度～令和5年度</u>	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定	35	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和4年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和2年度～令和4年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②~(4) 略

8. ~12. 略

(2) ②~(4) 略

8. ~12. 略